

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

保有個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱

制定	平成18年12月1日	18産技総総第347号
一部改正	平成27年12月24日	27産技総総第608号
一部改正	平成28年3月30日	27産技総総第873号
一部改正	平成29年3月31日	28産技総総第781号
一部改正	平成29年6月30日	29産技総総第171号
一部改正	2022年3月16日	2022産技総総第808号
一部改正	2023年3月29日	2022産技総総第930号

(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第5章第4節、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下、「施行令」という。）及び地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター個人情報保護管理規程第20条の規定により、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）が自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書の提出)

第2条 法第77条の規定に基づき開示請求をしようとする者は、保有個人情報開示請求書（別記第1号様式）を都産技研に提出しなければならない。

(開示請求者の確認)

第3条 施行令第22条第3項の規定に基づき、代理人が開示請求をする場合は、保有個人情報開示請求に係る委任状（別記第2号様式）を都産技研に提出し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため都産技研が適当と認める書類

（開示決定通知書等）

第4条 法第82条に規定する書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、同表右欄に掲げる通知書とする。

1 法第82条第1項の規定により保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をした場合	保有個人情報開示決定通知書 (別記第3号様式)
2 法第82条第2項の規定により保有個人情報の全部を開示しない旨の決定（法第81条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときの当該決定を含む。）をした場合	保有個人情報不開示決定通知書(別記第4号様式)

2 法第83条第2項に規定する書面は、開示決定等期限延長通知書（別記第5号様式）

式) とする。

3 法第84条に規定する書面は、開示決定等期限特例延長通知書(別記第6号様式) とする。

4 (削除)

4 都産技研は、法第85条第1項の規定により事案を移送した場合は、開示請求事案移送通知書(別記第7号様式)により開示請求者に通知するものとする。

5 都産技研は、法第86条第1項の規定により開示請求者以外のものに意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書(別記第8号様式)により通知するものとする。

6 都産技研は、法第86条第2項の規定により開示請求者以外のものに意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書(別記第9号様式)により通知するものとする。

7 都産技研は、法第86条第3項に規定する反対意見書が提出された場合において、当該反対意見書に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、直ちに開示決定に係る通知書(別記第11号様式)により反対意見書を提出したものに通知するものとする。

(電磁的記録に記録された保有個人情報の開示方法)

第5条 法第87条第1項により、電磁的記録(ビデオテープ、録音テープその他の映像又は音声)が記録された電磁的記録を除く。以下この項において同じ。)に記録された保有個人情報の開示は、電磁的記録に記録された当該保有個人情報に係る部分を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。

2 前項の規定にかかわらず、電磁的記録に記録された当該保有個人情報に係る部分をディスプレイ等映像若しくは音声の出力装置に出力したものの視聴又は光ディスク若しくはその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、電磁的記録に記録された当該保有個人情報の視聴又は当該複写したものの交付

により開示を行うことができる。

(開示の実施等)

第6条 保有個人情報の開示を写しの交付の方法により受ける者は、開示実施方法等申出書（別記第12号様式）を提出しなければならない。

2 保有個人情報の開示を行う場合において、写しを交付するときの交付部数は、請求があった保有個人情報が記録された公文書一件につき一部とする。

3 都産技研は、保有個人情報が記録された公文書の閲覧又は視聴を受ける者が当該閲覧又は視聴に係る保有個人情報が記録された公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報が記録された公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

(訂正請求書の提出)

第7条 法第91条第1項の規定に基づき訂正請求をしようとする者は、保有個人情報訂正請求書（別記第13号様式）を都産技研に提出しなければならない。

(訂正請求者の確認等)

第8条 施行令第29条において準用する施行例第22条第3項に規定する委任状は、保有個人情報訂正請求に係る委任状（別記様式第14号）とする。

2 都産技研は、訂正請求に係る保有個人情報が開示の決定を受けたものであることを確認する必要があると認めるときは、訂正請求をしようとする者に対し、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることができる。

(訂正決定通知書等)

第9条 法第93条第1項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定通知書（別記第

15号様式) とする。

- 2 法第93条第2項に規定する書面は、保有個人情報不訂正決定通知書（別記第16号様式）とする。
- 3 法第94条第2項に規定する書面は、訂正決定等期限延長通知書（別記第17号様式）とする。
- 4 法第95条に規定する書面は、訂正決定等期限特例延長通知書（別記第18号様式）とする。
- 5 都産技研は、法第96条第1項の規定により事案を移送した場合は、訂正請求事案移送通知書（別記第19号様式）により訂正請求者に通知するものとする。

（利用停止請求書の提出）

第10条 法第99条第1項の規定に基づき利用停止請求をしようとする者は、保有個人情報利用停止請求書（別記第20号様式）を都産技研に提出しなければならない。

（利用停止請求者の確認等）

第11条 施行令第29条において準用する施行令第22条第3項に規定する書類は、保有個人情報利用停止請求に係る委任状（別記様式第21号）とする。

- 2 都産技研は、利用停止請求に係る保有個人情報が開示の決定を受けたものであることを確認する必要があると認めるときは、利用停止請求をしようとする者に対し、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることができる。

（利用停止決定通知書等）

第12条 法第101条第1項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（別記第22号様式）とする。

- 2 法第102号第2項に規定する書面は、保有個人情報利用不停止決定通知書（別記

第23号様式) とする。

3 法第102条第2項に規定する書面は、利用停止決定等期限延長通知書（別記様式第24号）とする。

4 法第103条に規定する書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書（別記様式第25号）とする。

（開示手数料）

第13条 都産技研が定める開示手数料は、保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの料金を定める規程（平成18年法人規程第24号）に定める情報公開手数料を徴収する。

（審査会に諮問した旨の通知）

第14条 法第105条第3項において準用する道場第2項の通知に係る書面は、審査会諮問通知書（別記様式第26号）とする。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

（名称変更）

この要綱による改正前の地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター個人情報の保護に関する要綱を、この要綱による改正後の地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター保有個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱（案）に名称変更する。

この要綱は、2022年4月1日から施行する。

この要綱は、2023年4月1日から施行する。